

郵便貯金の払戻しの手続のご案内

1 満期を過ぎた郵便貯金証書または通帳をお持ちの場合

郵便局の貯金窓口又はゆうちょ銀行の店舗にてお早めにお手続をお願いいたします。

お手続に必要なもの

- (1) 払戻しのお手続をされる郵便貯金証書又は通帳
- (2) お届け印
- (3) 名義人さまご本人であることが確認できる公的機関が発行した証明書類
(ご住所・お名前・生年月日の入ったマイナンバーカードや運転免許証など)

2 郵便貯金証書または通帳の所在がご不明の場合

郵便局の貯金窓口又はゆうちょ銀行の店舗にてご相談ください。

郵便貯金をお持ちであることが確認できれば、紛失等により、郵便貯金証書又は通帳の所在がご不明な場合でも、払戻しの手続ができます。また、郵便貯金をお持ちかどうか確認できない場合は、調査を行うこともできますのでご相談ください。

お手続に必要なもの

- (1) ご印章（お届け印以外でも可）
- (2) 名義人さまご本人であることが確認できる公的機関が発行した証明書類
(ご住所・お名前・生年月日の入ったマイナンバーカードや運転免許証など)

3 お手続にあたってのご留意事項

(1) **代理人の方**がお手続される場合

上記 1、2 の貯金の払戻しの手続には名義人さまの証明書類に加え、代理人の方の証明書類及び名義人さまからの委任状が必要です。

上記 2 の調査の手続には、代理人の方の証明書類及び名義人さまからの委任状が必要です。

※ 名義人さまが、認知症等で委任状をお書きになることができない場合など、委任状がない場合でも、当該郵便貯金を、名義人さまのゆうちょ銀行の通常貯金口座にそのまま入金するといった場合は、払戻し可能（※）です。（名義人さまの証明書類、代理人の方の証明書類が必要な場合もございます。）

名義人さまが認知症等で意思表示できない場合は、名義人さまの財産保護のため、入金先の通常貯金口座の入出金は停止させていただきますので、貯金等支払停止依頼書をご提出ください。なお、名義人さまの入院費の支払い等、名義人さまのために通常貯金から出金が必要な場合は、お近くの郵便局の貯金窓口又はゆうちょ銀行の店舗まで手続き方法についてご照会ください。

(※) 郵便貯金証書または通帳の所在がご不明な場合でも、払戻しの手続ができます。この場合、お手続きには時間を要しますので、あらかじめご了承ください。

(2) **相続人さま**がお手続される場合

相続手続による払戻し等となりますので、お亡くなりになられた名義人さまと全ての相続人さまとの関係を確認することが必要になります。

郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行の店舗で「相続確認表」を入手し、必要事項をご記入の上、ご提出ください。「相続確認表」のご提出に当たっては、相続人さまであることを確認させていただきますので、代表相続人さま（相続手続を行っていただく方）は戸籍謄本等をご準備願います。

後日、ゆうちょ銀行から「必要書類のご案内」が送付されますので、このご案内に沿って相続手続に必要な書類をご準備いただき、「相続確認表」をご提出いただいた郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行の店舗にてお手続してください。

<相続手続の詳細について、ゆうちょ銀行のページは[こちら](#)から>

※ゆうちょ銀行のページに遷移します。

詳しくは、郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行へご相談ください。